

令和8年度「東京手仕事」プロジェクト



商品開発プロジェクト 応募要領 (ビジネスパートナー版)

	応募期間	応募方法
プレエントリー	6/1(月)～6/17(水)	申込フォームより応募
本申込	6/1(月)～6/19(金)	申込フォームより応募



総合支援部 城東支社 「東京手仕事」プロジェクト事務局

〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-2-5 城東地域中小企業振興センター

T E L : 03-5680-4550

E - m a i l : craft@tokyo-kosha.or.jp

Web サイト : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html>

東京手仕事 商品開発



目次

1 事業概要	1
(1) 「東京手仕事」プロジェクト概要	1
(2) 商品開発プロジェクトの目的	1
(3) 本事業で求める商品	1
(4) 開発体制	1
(5) 完成品認定・普及促進支援商品選定委員会	1
(6) 商品発表会	2
(7) 本事業のスケジュール	3
2 業務委託内容	4
(1) 業務委託内容	4
(2) 契約期間	5
(3) 報酬の支払	5
(4) 知的財産権について	5
3 応募概要	6
(1) 応募資格	6
(2) 応募にあたっての注意事項	6
(3) 業務委託契約にあたっての注意事項	7
(4) 応募方法	7
(5) 書類選考及びマッチング会の実施	9
(6) 開発チーム組成	9
4 その他本事業に関する事項	9
(1) 東京の伝統工芸品について	9
(2) 知財相談について	10
(3) 技術相談について	10
(4) 個人情報の取り扱い	10

1 事業概要

(1) 「東京手仕事」プロジェクト概要

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が運営するプロジェクトで、伝統工芸品事業者とビジネスパートナー（デザイナー等）の連携による現代のライフスタイルに合った高品質でデザイン性の高い新商品の開発支援とその販路開拓・海外展開を普及促進支援で構成されています。

「東京手仕事」プロジェクトの流れ



(2) 商品開発プロジェクトの目的

商品開発プロジェクト（以下「本事業」という。）では、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、東京の伝統工芸品産業の活性化に寄与するべく、伝統工芸品の職人等（以下「支援事業者」という。）の海外展開を見据えた新商品開発を支援します。

(3) 本事業で求める商品

本事業では、一点物の作品ではなく量産を前提とした製品の開発を想定しています。また、1年間の販売目標額を税抜100万円以上と設定しています。

(4) 開発体制

商品開発は本事業で組成した開発チーム（以下、「開発チーム」という。）で実施します。構成メンバーは次のとおりです。

開発チーム構成メンバー

メンバー	役割
支援事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 主たる製作者として、伝統工芸技術もしくは同等の技術を活かし、新商品を開発・ 提出書類作成
ビジネスパートナー	<ul style="list-style-type: none">・ 協働製作者として、保有するノウハウを支援事業者に提供し、新商品開発を支援・ 提出書類作成

(5) 完成品認定・普及促進支援商品選定委員会

提出された「完成品及び商品開発完了報告書」に基づき、令和9年3月中旬に完成品認定・普及促進支援商品選定委員会を実施し、完成品の認定と普及促進支援商品の選定を行います。

なお、同委員会にて、普及促進支援商品に選定されますと普及促進支援に進むことができます。

(6) 商品発表会

支援商品を広く周知するための商品発表会を令和9年5月以降に開催予定です。普及促進支援商品選定委員会を通過された商品の開発チームのビジネスパートナーには必ずご参加頂きますので、ご承知おきください。

また、商品発表会では、完成品認定を受けた商品のうち、特に優秀で東京都の伝統工芸品産業振興に資する商品に対して賞を授与し、商品を製作した支援事業者に対して賞金を授与します。なお、賞金はビジネスパートナーへ与えられるものではありません。

報酬及び賞金

ビジネスパートナーの報酬	支援事業者の賞金	
委託料 99 万円 (税込) (=33 万円 (税込) × 3回)	東京都知事賞	100 万円
	東京都中小企業振興公社理事長賞	50 万円
	優秀賞	30 万円
	未受賞	0 円

(7) 本事業のスケジュール

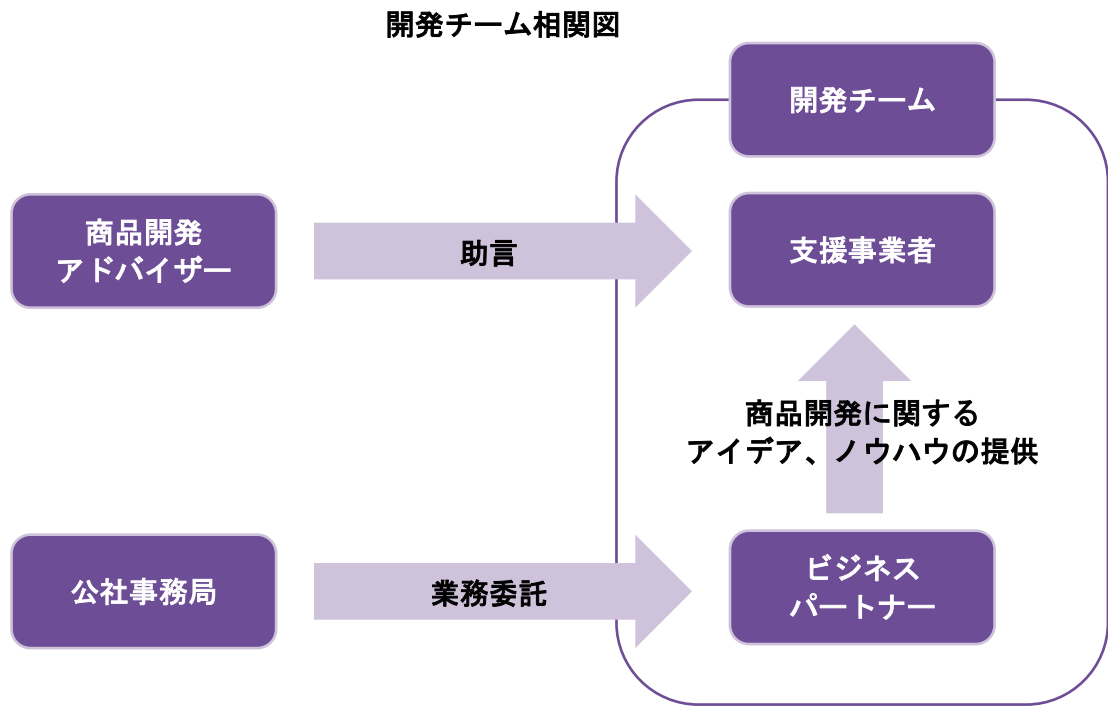
No.	日付・期間	内容	備考
①	6/1 (月) ~6/17 (水)	プレエントリー	プレエントリー後、開発専用サイトにて支援事業者紹介動画が閲覧できます。
②	6/1 (月) ~6/19 (金)	本申込み	必要書類を揃えて提出 (アップロード)
③	6月下旬	書類選考	マッチング会への参加可否を選考
④	7/13 (月) ~7/17 (金)	マッチング会	@東京都城東地域中小企業振興センター2階
⑤	~7/27 (月)	開発チーム組成報告書提出	商品開発期間開始
⑥	7/17 (金) ~	委託契約締結	開発チーム組成報告書の提出後
⑦	~8/31 (月)	商品開発計画書提出	提出確認後、委託料 (1回目) のお支払
⑧	9月上旬~9月末	キーマンヒアリング	各種バイヤーや伝統工芸品の製品化に有益な情報を提供できる者から商品開発計画書に対する所感やアドバイスをいただきます。
⑨	~10/30 (金)	試作品・試作報告書の提出	提出確認後、委託料 (2回目) のお支払
⑩	11月~12月上旬	テストマーケティング	
⑪	~2/26 (金)	完成品・商品開発完了報告書の提出	商品開発期間終了
⑫	3月中旬	完成品認定・普及促進支援商品選定委員会	完成品認定後、委託料 (3回目) のお支払

2 業務委託内容

(1) 業務委託内容

本事業では、開発チームの支援事業者に対する次の項目に関する業務（以下、「本業務」という。）委託をします。

なお、本業務実施にあたっては、支援事業者の有する原材料や技術・技法を活用することに加え、ビジネスパートナーが有する商品開発に関するノウハウを商品企画及びデザイン等において提供することを求めます。



① 「商品開発計画書」の作成支援

開発する商品のデザイン案等の概要や商品完成までの予定等を記入した商品開発計画書の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

② 「試作品・試作報告書」の作成支援

テストマーケティングや市場調査で活用するための「試作品・試作報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

③ 「完成品・商品開発完了報告書」の作成支援

完成品認定・普及促進支援商品選定委員会で審議に諮る「完成品・商品開発完了報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

各書類の提出期日

書類	期日
商品開発計画書	<u>令和8年8月31日(月)</u>
試作品・試作報告書	<u>令和8年10月30日(金)</u>
完成品・商品開発完了報告書	<u>令和9年2月26日(金)</u>

(2) 契約期間

契約期間	<u>契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで</u>
------	---------------------------------

(3) 報酬の支払

本業務の報酬である委託料は、次に挙げる成果物の公社への提出及び公社による認定をもってその都度、お支払いします。それ以外の報酬は発生しません。

成果物等の提出期日

成果物等	委託料
① 商品開発計画書の提出	33万円(税込)
② 試作品・試作報告書の提出	33万円(税込)
③ 商品開発完了報告書の提出・完成品の認定	33万円(税込)

※ 委託料には、消費税及び地方消費税、本業務の履行に必要となる一切の経費も含まれます。

※ 指定する書式の受領後、月末締め翌月末に代表のビジネスパートナー名義の金融機関口座にこの金額を振り込みます。

(4) 知的財産権について

① 権利の移転

ア 本業務に関する全ての知的財産権は、開発チームが商品開発計画書を公社に提出し、公社がビジネスパートナーに対し2-(3)の表「成果物等の提出期日」の①に該当する委託料を支払った時点でビジネスパートナーから公社に移転し、完成品認定後、公社と支援事業者間で別途協定書を締結することにより、支援事業者に移転されるものとします。

なお、ここでいう知的財産権とは、全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）並びにこれらを受ける権利をいいます。ただし、ビジネスパートナーが商品開発計画作成以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができます。

イ 公社は、支援事業者へ知的財産権が移転するまで、ビジネスパートナー及び支援事業者に対して本業務の履行に関する知的財産権の利用を許諾します。ビジネスパートナーは、公社に移転する知的財産権につき、公社又はその譲受人が産業財産権の出願を必要とする場合は、公社又はその譲受人に必要な協力を行って頂きます。

ウ ビジネスパートナーは、公社及び支援事業者に対して、著作権人格権の不行使に同意するものとします。なお、開発チームの氏名を表示する場合はビジネスパートナー及び支援事業者双方を表示するものとします。

② 知的財産権に係る注意事項

ビジネスパートナーは、商品に関する知的財産権が未公表であり、第三者の知的財産権及びその権利を侵害するものでないことを保証するとともに、商品発表後デザインの模倣等の本事業に起因する事態があった場合、ビジネスパートナー自身が対応するものとします。

3 応募概要

(1) 応募資格

応募にあたっては次の全ての項目を満たす必要があります。

- ① 法人又は個人事業主
※ 学生や事業実績のない方、名義貸し等による代理応募はできません。
- ② 商品デザインが行えること
- ③ マッチング会に参加可能なこと
- ④ 開発チーム組成後、Web 会議による面談等が可能であること
- ⑤ 公社及び開発チームと連携の上、円滑な事業運営に協力できること
- ⑥ 応募の時点で、東京都から指名停止等の措置を受けていないこと
- ⑦ 応募の時点で、原則として過去3ヵ月の間に公社との契約における契約違反がないこと
- ⑧ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ⑨ 事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ⑩ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと思われる業態を営むものではないこと
- ⑪ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと思われる業態を営むものではないこと
- ⑫ その他、公社が業務委託先として不適切と判断するものではないこと

(2) 応募にあたっての注意事項

本事業にかかる支援事業者に対する支援内容については、「応募要領（支援事業者版）」をご確認ください。

- ① 1申請につき2人までビジネスパートナーをサポートする「共同ビジネスパートナー」を申請することができます。なお、法人で申込む場合は1法人につき1申請、複数の個人事業主のグループ名義で申し込む場合は1グループにつき1申請とさせていただきます。
- ② 支援事業者による書類選考及びマッチング会での面談により、マッチングの可否を決定します。

- ③ マッチング会会場までの交通費、書類作成等に係る諸経費は自己負担となります。
- ④ マッチング会まで、支援事業者との接触（工房見学、訪問、電話連絡等）はできません。
- ⑤ 本事業への応募時点において、取引関係にある支援事業者とのマッチングはできません。
- ⑥ 複数の支援事業者とチームを組成することはできません。
- ⑦ 過去に開発チームを組んだことのある支援事業者とマッチングを希望することはできません。
- ⑧ マッチングが成立した場合、令和8年8月6日（木）に実施する事業説明会（オンライン）にご参加ください。
 - ※ 都合により、事業説明会の日程を変更する可能性があります。

（3）業務委託契約にあたっての注意事項

公社は、マッチングが成立したビジネスパートナーと仕様書に基づき業務委託契約を締結します。

ビジネスパートナーは以下の事項について、遵守してください。

- ① 運営体制を速やかに構築し、責任者、担当者、連絡体制を公社指定の様式に基づき報告して頂きます。
- ② 開発チーム内での円滑な意思疎通を通じ、支援事業者と相互に協力、本業務を円滑に遂行するとともに、本応募要領に記載する内容に則って本業務を遂行して頂きます。
- ③ 委託料のほかには開発商品及びその製造、販売等に関し権利を有することはできません。
- ④ 本事業において支援事業者とトラブルが起こった際には、ビジネスパートナーの責任でトラブルを解決して頂きます。
- ⑤ 本業務に関係する未公開情報等について、業務上若しくは、その他の方法により知り得た情報であっても公開することはできません。
- ⑥ 自身のデザイン案等本業務に係る事項について、公社や公社が委嘱する商品開発アドバイザー等の意見に基づく修正、改変等に、柔軟に対応して頂きます。
 - ※ 商品開発アドバイザーは、支援事業者ごとに配置され、チームを組むビジネスパートナーの選考、商品開発期間に助言や進行管理等をハンズオン支援します。
- ⑦ 次の項目に該当する場合は、契約解除となり本業務における委託料は発生しません。
 - ア 本業務の成果物が期日までに提出されない、又は選定委員会において完成品として認定されなかったとき
 - イ ビジネスパートナーが本応募要領に記載する応募資格を満たさなくなったとき
 - ウ 支援事業者が「応募要領（支援事業者版）」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
 - エ 支援事業者又はビジネスパートナーの事由により、本事業の遂行が困難であると公社が判断したとき
 - オ ビジネスパートナーがやむを得ない事由により契約の解除を希望し、それに公社が合意をしたとき

（4）応募方法

本事業への応募には、プレエントリー及び本申込が必要です。次表の期間中にプレエントリーから本申込みまで完了させてください。期間外での受付はしませんのでご注意ください。

本申込みは、プレエントリー後に開発チーム専用サイト（限定公開）から行えます。

プレエントリー・本申し込み期間

プレエントリー	令和8年6月1日（月）～令和8年6月17日（水）17時
本申し込み	令和8年6月1日（月）～令和8年6月19日（金）17時

① プレエントリー **必須**

ア 本事業の Web ページに記載の申込フォームから必要事項を入力しお申込みください。

「東京手仕事」商品開発プロジェクト Web ページ	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html
---------------------------	---

イ プレエントリー後、2 営業日以内に公社より送られてくる E-mail に記載の URL を開き、次のものを確認してください。

(ア) 事業者紹介動画、PRシート

今年度の参加支援事業者によるビジネスパートナー向けの紹介動画、PRシートになります。こちらをご覧の上、マッチングを希望する支援事業者を決めてください。

(イ) ビジネスパートナー申込書類

本申し込みで使用するマッチング会申込書とPRシートをダウンロードいただきます。

② 本申し込み **必須**

本申し込みは、エントリーフォームより、必要事項の入力と書類のデータをアップロードすることで完了いたします。

本申し込み時の提出書類

	必要書類	必要部数	備考
ア	マッチング会申込書	1 部 (PDF)	
イ	PRシート	1 希望につき 1 部 (PDF)	第2、第3希望がある場合は各シートをコピーし作成してください。その際、ファイル名に希望する支援事業者名を記載してください。
ウ	(ア) 法人の場合 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）写し (イ) 個人事業主の場合 個人事業の開業・廃業等届出書写し	1 部 (PDF)	個人事業主の方で開業届に個人番号（マイナンバー）が記載されている方は、該当箇所を削除の上ご提出ください。

※ ア、イは開発チーム専用サイトより様式をダウンロードしてください。

- ※ マッチング会申込書に名前の記載がない方は、マッチング会及び開発チームへの参加はできません。
- ※ 本申込みは、「共同ビジネスパートナー」としての参加を含めて、最大3事業者まで可能です。なお、共同ビジネスパートナーが応募者と別の法人又は個人事業主の場合は、上記表のウを提出してください。

(5) 書類選考及びマッチング会の実施

提出された書類をもとに、支援事業者が書類選考を行い、6月下旬頃に結果を通知します。

書類選考に通過された方は、公社指定の会場にてマッチング会に参加いただきます。

マッチング会后、支援事業者よりチーム組成の希望があった方に対し、公社よりご連絡します。

マッチング会の実施概要

日程	<u>令和8年7月13日(月)～7月17日(金)</u>
会場	〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-2-5 東京都城東地域中小企業振興センター 2F 会議室
選考方法	PRシート及び提案内容に基づき、支援事業者との面談を行い、チーム組成を決定します。

- ※ 各支援事業者は5日間のうちいずれか1日のみ参加します。参加予定日は、決まり次第、開発チーム専用サイトにて公開します。

(6) 開発チーム組成

支援事業者よりチーム組成の希望があった方は、ビジネスパートナーとして支援事業者と共に、開発チーム組成報告書を提出いただきます。なお、開発チーム組成報告書の提出後、公社はビジネスパートナーと業務委託契約を締結致します。

開発チーム組成報告書提出期日	<u>令和8年7月27日(月)</u>
----------------	---------------------

4 その他本事業に関する事項

(1) 東京の伝統工芸品について

東京都では、現在、42品目を「東京の伝統工芸品」として指定しています。東京都産業労働局のWebサイト「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」でご紹介していますのでご覧ください。

▼東京都 産業労働局「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」

<https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/items/index.html>

(2) 知財相談について

当社が運営する東京都知的財産総合センターでは、知的財産（特許・意匠・商標・著作権等）に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が対応しています。

詳細は、東京都知的財産総合センター公式サイト「相談について」をご覧ください。

東京都知的財産総合センター

URL（相談について）	https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/service/index.html
TEL（城東支援室）	03-5680-4741

(3) 技術相談について

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターでは、試作における機器利用、技術相談等に専門の職員が対応しています。

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター

URL	https://www.iri-tokyo.jp/
TEL（本部 総合支援窓口）	03-5530-2140

(4) 個人情報の取り扱い

当会社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは次の URL のページにて指針をご確認ください。

▼（公財）東京都中小企業振興公社「個人情報保護方針」

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>